

第1回調達等の在り方に関する検討会 議事概要

1. 開催日時：2020年6月25日（木）17:00～18:20
2. 場 所：経済産業省本館17階国際会議室
3. 出席者：梶川委員長、梅野委員、金子委員、
川澤委員、木村委員、藤居委員

（議事次第）

1. 調達等の在り方に関する検討会
2. 調達等の在り方について
3. 持続化給付金事務事業第二次補正予算分の執行について

（議事概要）

冒頭、飯田大臣官房会計課長より挨拶。

飯田会計課長より資料1、2、今里中小企業政策上席企画調整官より資料3に沿って説明がされ、議論が行われた。委員から出された意見は以下のとおり。

<全般>

- 今回は時間も限られており、とりあえず目だしということで各委員から気づきの点を指摘。

<調達等の在り方について>

検討事項①入札公告・公募前の事前接触について

- 事前接触は、事業の成功にとって重要であり、一者応札の防止など調達改善の取組の中でも推奨されている。ただ各省温度差はある。今回の件をきっかけに、公平性・透明性の一層の確保が重要。その点、時間が短くてもHPでの意見募集や、仕様書案の公表、接触のタイミングや回数
の公平性の確保、記録の作成・保存は重要。
- 公正性・透明性については、事業者への声掛けのタイミングや接触回数という観点からも検討すべき。その意味でも、短期間であっても仕様書案をホームページ等で公表し、説明会を行うことも検討すべきではないか。

検討事項②入札・公募審査の透明性の確保

- 総合評価落札方式について、外部審査委員の個人名を開示するのは困難。属性程度なら開示可能なのではないか。
- 総合評価点については、大規模な案件については事前の了解を取るなどにより、開示の検討の余地はあるのではないか。
- 結果の公表について重きを置かれた議論が多いが、むしろ総合評価の審査基準が事前に合理的に定量化されていることが透明性確保には重要。
- 情報公開審査会の答申については、事務局資料よりももう少し開示の範囲が広いものもあったはず。

検討事項③入札・応募資格について

- 入札参加資格については、これまでと同様に広く受け付けるべき。
- 法令遵守については、宣誓の方法、宣誓させる要素の限定化、法人の類型による適用範囲について、検討を深めるべき。
- 決算公告の実態を踏まえれば、決算公告のチェックがそれほど重要か疑問。むしろ、事業を実施する法人の資産や運営状況などのガバナンスの実態を確認することが重要ではないか。旧制度に基づく公益法人では、大きな事業を受託する規模の法人では公認会計士による監査などが求められていたが、一般社団・財団ではそうした縛りがなくなった。

検討事項④再委託比率について

- 多段階構造の事業においては、委託先が事業主体として責任を果たすことが重要。必要なら業務を分割するなど、事業の統括者が契約の主体となりつつこの問題を解決できる他の方法がないか検討すべき。また、一般社団が受託し、関係企業が再委託する場合の追加的な情報開示を検討すべき。
- 再委託率については比率と金額をかけあわせて制限する方法もある。ただ、実態としてはその範囲に当てはまらない案件も出てくるので、事前の承認や事後の検証を厳しくすることも必要ではないか。
- 多重構造の事業では契約の連鎖になって分かりづらい。履行体制図の提出しか求めていないが、再委託、再々委託をどこまで認めるか、その際の手続きは何か、再委託とするか外注とするかの基準や、競争性・コストダウンインセンティブの確保や一般管理費の水準などについて整理すべき。また、国は再委託先以降についても情報管理や金額の確定などに関して直接権利行使ができる体制を整えるべきではないか。

その他

- 議論の一般化は大事だが、事業規模の大きさや緊急性の高さという今回の事案の特殊要因についてはよく踏まえる必要がある。大規模・緊急の

事業に特有なものとして考えるべき事項と、一般的な事業にも適用すべき事項がある。

- 調達の在り方については、事前チェックによる透明性の確保か、事後チェックによる説明責任かの2つの軸がある。どちらのやり方がいいか全体的なバランスを考えながら進めていくべきではないか。事前接触は透明性が徹底的に確保されるべきだが、余り一般化しすぎると機動的な契約締結が困難なので緊急性のある場合は事後チェックに留めるなど。再委託については、透明性というよりは事後の説明責任でカバーするのにふさわしいのではないか。

<持続化給付金事務事業第二次補正予算分の執行について>

- 入札可能性調査の進め方について違和感無し。
- 振込事業を分割することだが、振込手数料の適切性について、今後情報開示の方法を検討すべき。
- 二次補正の事務局経費を一回で全額執行するのではなく、最初の契約分が尽きたら改めて契約変更して増額するのなら、契約変更の透明性や説明責任の果たし方について検討すべき。